

2010年 11月1日発行

宮田村をもっと元気にする会(代表:天野 早人)

〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村3250番地

電話 0265-85-2017 FAX 0265-98-7750

http://www.miyadajin.com/

amano@miyadajin.com

- ・ 巻頭言 1
- ・ 続報 中心市街地のまちづくり 2
- ・ 続報 第5次総合計画の策定にあたって 2
- ・ 続報 覚王山商店街における取り組み 3
- ・ 特集 地縁団体との協働を考える 4-5
- ・ 特集 国道153号線バイパスをめぐる諸問題... 6-7
- ・ 特集 私的諮問機関のあるべき姿 8-9
- ・ 注目の話題 10-11
- ・ 数字で見る宮田村 11
- ・ 主な活動と収支報告、編集雑記 12

巻頭言 保育園の統廃合問題

2010年8月、宮田村が耐震問題から中央保育園の廃止を検討していることを明らかにしました。これは、2009年8月に宮田村保育所あり方検討委員会が答申した「中央保育園を全面改築し、村内3保育園体制で運営する」との内容や、2010年3月に策定された「次世代育成支援対策宮田村行動計画後期計画」の内容とは異なります。

村の計画案は、①中央保育園は廃止し、基本的には東保育園へ統合する(その結果、東保育園が上伊那地方有数規模の保育園になる)、②中央保育園の跡地は、遊ゆう広場や学童保育、放課後子ども教室に転用する(現在の遊ゆう広場や学童保育の施設の後利用方法は未定)、③東保育園を増改築し、以上児の施設以外に未満児専用の施設を整備する、④西保育所は現在のままで、未満児保育も受けるが、東保育所の未満児専門サービスと同じではない、というような内容です。また、今年12月には村議会に設計費の補正予算を提出する予定が組まれています。

この計画案は、住民の皆さんの想いを聴いて変更されたものではありません。9月末に3つの保育園で開催された「新たな保育園整備計画説明会」では、住民の皆さんから多くの疑問が投げかけられました。

方針転換の理由の一つに、村は財政を掲げていますが、今回の計画案は十分なシミュレーションに基づいたものではありません。行財政改革には、「守るべきところは守り、変えるべきところは変える」というメリハリが大切です。今回のような進め方では、村の子育てに対する姿勢が問われかねません。

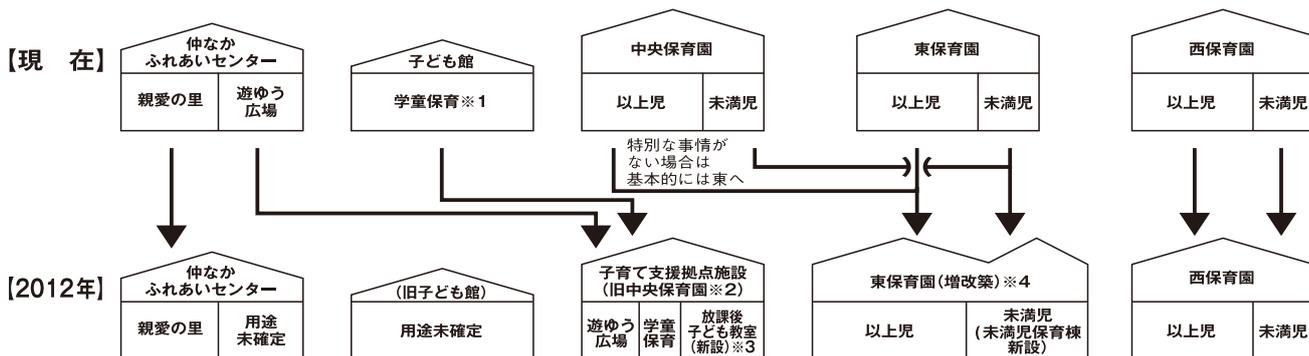
子ども達のことを考えると、耐震問題を抱えた中央保育園をいつまでも放置しておくわけにはいきません。住民の皆さんと対話を重ね、その意向をくみとりながら、宮田村にふさわしい子育て環境を早急に整備しなければならないと考えています。



宮田村議会議員 天野 早人

村が示した統廃合案のイメージ図 (筆者が作図)

未満児=3歳未満 以上児=3歳以上



※1 保護者が就労などで昼間家庭にいない場合に、指導員のもとで小学生(おおむね4年生以下)の生活の場を提供するもの ※2 改修が新築かは未定
 ※3 すべての子どもを対象として、地域の皆さんの参画を得て、勉強や文化芸術活動、地域住民との交流活動などに取り組む事業を計画 ※4 延長保育や土曜保育は基本的には東へ実施する計画

特別な事情がない場合は基本的には東へ(未満児)

続報 中心市街地のまちづくり

2009年 9月 宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

2008年6月の一般質問のテーマを、2009年9月10日に再び取り上げました(みやだのみかた第1号3～5ページ参照)。村ウェブサイトにて全文掲載されています(「村議会」の中の「議会日程・議事録」、「平成21年議会定例会・臨時会」、「平成21年第3回定例会」を順にクリック)。

■ 質疑・答弁の要点

●質疑[歴史的景観を暮らしの中で生かしながら、どのように守っていくか。条例が必要ではないか]

○答弁(村長)[古い家が壊され、景観上も旧宿場町としての統一性が損なわれており、危機的な状況にあると認識している。村から条例づくりを働きかけることは非常に難しい。]

●質疑[歴史的建造物を対象に学術的な調査をすべきではないか]



○答弁(村長)[歴史的景観を保存し活用するまちづくりを進めるのなら調査は必要だが、今すぐ実施する考えはない。]

●質疑[2008年予算に計上した駅前整備調査費50万円が未執行なのはなぜか。みやだ中心市街地研究会の議論はどうなったのか]

○答弁(村長)[2008年9月以降、開催していないのは事実。研究会としては残していきたいという方向でまとまっている。]

■ まとめ

村は総合計画などで、歴史的建造物の保全や修復、町並みに配慮したまちづくりに取り組むことを掲げていますが、具体的な施策になっていません。引き続き、駅前のまちづくりとあわせて調査研究に取り組んでいきたいと思えます。

続報 第5次総合計画の策定にあたって

2009年 12月 宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

2009年6月の一般質問のテーマを、2009年12月9日に再び取り上げました(みやだのみかた第3号8～9ページ参照)。村ウェブサイトにて全文掲載されています(「村議会」の中の「議会日程・議事録」、「平成21年議会定例会・臨時会」、「平成21年第4回定例会」を順にクリック)。

■ 質疑・答弁の要点

●質疑[総合計画の懇談会への参加者が少ないことをどのように捉えるか]

○答弁(村長)[懇談会については情報発信をしっかりと、参加しやすい環境をつくっていく必要があった。しっかり反省する中で、チェックを入れる機会が必要だと理解している。]

●質疑[新しい総合計画審議会は、いつどのような形で発足するのか]

○答弁(村長)[規模は20人程度と考えており、2009年度中に第1回会議を開催したい。]

●質疑[将来を担う子どもたちが総合計画の策定に関われる機会をつくるべきではないか]

○答弁(村長)[必要な部分があれば日程を組みながら、そういう機会を持ちたい。]

■ まとめ

2010年3月に宮田村むらづくり委員会が発足し、現在審議が行われています。残念ながら、計画の初期段階から住民参加でまとめあげる形にはならず、子どもたちの参加も実現していません。村づくり全般を見渡し、そうした機会をつくることについて求めていきたいと考えています。

続報 覚王山商店街における取り組み

2010年 3月 宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

はじめに

前号でご紹介したとおり(みやだのみかた第3号11ページ)、名古屋市千種区の覚王山商店街で村の紹介と特産品の販売が行われています。

同商店街の活性化に取り組む日本福祉大学の皆さんや、紅茶とカレーの専門店さんのご尽力によるもので、村の農産物をつかった加工品も誕生しています。また、2010年2月には日本福祉大生の皆さんにより、期間限定のアンテナショップの開設実験が行われました。

過去の一般質問の中で、村は「観光を含めた名古屋圏での拠点活動の場として積極的に取り組んでいきたい」と答弁しており、その支援のために国の補助金を活用する方針を打ち出しました。

これから先、継続的な流通ルートの確保と、村の効果的な宣伝方法の検討が求められます。

質疑・答弁の要点

2010年3月9日の一般質問で、わたくしはこの問題を取り上げました。村のウェブサイトにも全文が掲載されています(「村議会」の中の「議会日程・議事録」、「平成22年議会定例会・臨時会」、「平成22年第1回定例会」を順にクリック)。

●質疑[行政が関わるようになって9ヶ月が経過したが、これまでの成果についてどう考えるか]

○答弁(村長)[毎月の緑日に8回、夏と秋の商店街のイベントに2回参加する中で、短時間で完売するようになっている。マスコミにも取り上げられ、村のPRができた。また、大手食品卸が関心を示し、村内の特産品を製造販売している事業者を訪問するなど、販売拡大の足がかりに少しずつつながっている。]

●質疑[村の職員と生産者が共に出かけているが、人件費や交通費、売り上げはどのような状況か]

○答弁(産業建設課長)[人件費は村の職員については、村の出張の中で対応している。1月からは公用車のガソリン代と高速代は売り上げの中から



ら村に費用弁償している。今まで合計で約180万円の売り上げになった。ビニール袋代などの経費が合計7万6千円ほどかかっており、それを差し引いたものを生産者に配分している。]

●質疑[長く続けるために人件費を含めて考える必要があると思うが、今の収支の中で人件費を捻出することは可能か]

○答弁(産業建設課長)[人数を制限して行くことで計算してみると、この収支の中で人件費の捻出は可能だと見ている。]

●質疑[国の補助金を活用して、アンテナショップの取り組みを考えているようだが、どのような計画なのか]

○答弁(村長)[日本福祉大生を中心としたアンテナショップについてできるだけ支援し、継続的に村のPRの拠点となるよう期待したい。2010年度以降、国のふるさと雇用再生特別事業を活用した人的配置を行い、行政から民間へウエートを移行し、民間の活力を活かした継続的なものにしていきたい。]

おわりに

日本福祉大学や覚王山商店街の皆さん、宮田村内の生産者の皆さんと十分に協議し、お互いの地域や教育の活性化につなげていくことができればと思います。



特集 地縁団体との協働を考える

2010年 3月 宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

■ はじめに

総務省の調査によれば、自治会や区などと称される地縁団体は、長野県内に5,750団体、全国には296,770団体存在します。宮田村には11の地縁団体(区)があり、その下に合計で134の班と330の組が置かれています(2009年1月現在)。

地縁団体は、親睦事業、環境美化、防犯活動、公民館管理、さらには行政からの委託業務まで公共的な仕事を広く担ってきています。NGOとならぶまちづくりの担い手として注目される一方で、組織率の低下や財政的な課題を抱えていることが知られています。

宮田村は第4次総合計画の中で、行政区未加入世帯の解消に向けて、未加入理由の分析や行政区と一体となった加入促進を図ることを掲げていますが、具体的な対応策は見出せていません。

■ 宮田村の地縁団体の現状

2004年に宮田村が実施した調査によると、地縁団体の組織率は85.3%です。11の区でそれぞれ異なりますが、高い区で100%、低い区は70%台でした。ちなみに、上伊那地方の他市町村における直近の組織率は、高いのが中川村の92%、低いのが南箕輪村の64.7%です(調査を実施していない辰野町をのぞく)。参考までに、駒ヶ根市は73%、飯島町が89.3%で、上伊那地方の市町村の平均は81.4%になります。

宮田村の数値は、調査から6年ほど経過をしており、一概に比較することはできませんが、組織率は下降線をたどっているものと思われます。

■ 広がる地縁団体間の格差

わたくしが実施した過去の調査によると、宮田村の地縁団体については、収入の約85%が区費で賄われています。したがって、人口や世帯数が減少すると、収入に大きな影響を及ぼすことになります。

村から区への補助金を見ると、今年度から配分方式が変更され、区交付金と分館活動交付金が中心になりますが、平均すると前者は38万円程度、後者は平均12万円程度になります。地縁団体間の格差をどのように埋めるのか、こうした補助金のあり方を含め、制度設計の再考が必要なのではないかと思えます。

宮田村の地縁団体の位置図



宮田村の地縁団体の比較表

	町1区	町2区	町3区	北割区	南割区	新田区	大田切区	大久保区	中越区	つつじが丘区	大原区	平均値
面積(km ²)	0.5	0.3	1.2	1.1	1.6	1.9	1.3	1.2	1.5	0.1	0.1	1.0
人口(人)	929	607	2,226	780	1,217	761	877	503	450	315	631	845
世帯数(戸)	361	236	769	255	361	263	310	174	148	113	232	293
高齢化率(%)	23.8	28.1	17.8	21.2	21.8	18.3	17.3	11.5	22.1	17.4	16.0	19.6
組織率(%)	81.8	88.8	78.3	90.2	90.7	94.6	68.1	84.9	91.3	100.0	98.8	87.9

※面積は1998年の『宮田村除雪補助算出基礎』の数値であり必ずしも正確ではない。

人口と世帯数は2010年9月1日現在、組織率は2004年の数値。

高齢化率は『宮田村行政区別・年齢別人口統計表(1990年10月1日基準)』から算出した。西駒郷は大久保区に算入した。

■ 地縁団体と行政の協働に関する研究機関の設置

地縁団体は行政の下請け機関ではないため、地縁団体の自主性・自立性を守られなければなりません。しかしながら、行政からの委託業務を多数担っていただいている現実を見ると、地縁団体と行政と一緒に解決できる課題については、一緒に取り組んでいくべきではないかと思えます。

たとえば、愛知県春日井市では町内会活性化研究会を発足し、各種調査研究、組織率向上の検討、行政との役割分担の明確化、あるいは効果的な助成支援がどうあるべきかを研究されているようです。こうした取り組みを宮田村でも検討していく必要があるのではないかと思います。

■ 質疑・答弁の要点

2010年3月9日の一般質問で、わたくしはこの問題を取り上げました。村のウェブサイトにも全文が掲載されています(「村議会」の中の「議会日程・議事録」、「平成22年議会定例会・臨時会」、「平成22年第1回定例会」を順にクリック)。

● 質疑[行政にとって地縁団体はどのような存在か、両者の関係はどうあるべきか]

○答弁(村長)[村では行政区に当たる。協働の村づくりを進める上でのパートナーと位置づけられる。]

● 質疑[組織率などに関する実態調査を定期的・継続的に実施しないと、対策を立てられないのではないか]

○答弁(村長)[2004年度に調査をして以来していない。村の住民基本台帳システムを利用した簡易な推測調査は完全ではないので、精度を求める調査を行う場合には、区役員の協力なしには実施できない。一定程度把握する必要はあると考えますが、十分な精度を持った数値を毎年把握するのは非常に難しい。今後実施時期等は各区と協議しながら、施策的に対応できることはしていきたい。]

● 質疑[加入促進のチラシを配布している地縁団体もあるが、内容をある程度統一したり、他市町村のように転入者が村で生活していく上で必要

な情報を集約したガイドブックのようなものを作成したりできないか]

○答弁(村長)[加入促進をするため、2006年4月から区によっては独自の加入案内を作成し、役場窓口で転居してきた方に配布している。区独自のチラシであり、区の考え方を尊重しながら必要事項の記述を統一するなどの検討はするが、村がガイドブックを作成することは考えていない。]

● 質疑[未加入世帯の解消に向け、具体的な対応策を持ち合わせているのか]

○答弁(村長)[特にマンションやアパートの場合は、管理団体が民間ということで、オーナーにお願いしても、なかなか答えていただけない環境にある。区長を中心にする形の中で、努力はしていきたい。]

● 質疑[区交付金や分館活動交付金という財政支援を行っているが、地縁団体間の格差が広がる中で、財政支援のあり方についてどう考えるか]

○答弁(村長)[2009年度から各種交付金を一括交付する方法に変えた。規模の大小がある中、すべての区が同額の交付金でよいのかという問題も監査委員から指摘を受けており、世帯数や区民の人数を考慮した交付金額に変更するよう検討を進めたい。交付金額は、どの程度が適正なのか区長会等で協議を進め、見直しも行っていきたい。]

○答弁(教育長)[2009年3月に各分館の分館長、主事に集まっていたいただき、今後の支援のあり方を検討させていただいた。その中で、定額分と人口割分を合わせて基準として交付することにした。2008年度に比べて2009年度は若干総額では増えた。教育委員会としては、分館で実施される文化・スポーツ活動等への出前講座、あるいは施設利用にかかわる積極的な支援をしたい。]

■ おわりに

地縁団体の自主性・自立性を前提にしながら、行政として可能な支援策を積極的に検討する必要があるのではないかと考えます。まずは、対策を立てるための実態調査を実施しなければならぬと思います。

特集 国道153号線バイパスをめぐる諸問題

2010年 6月 宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

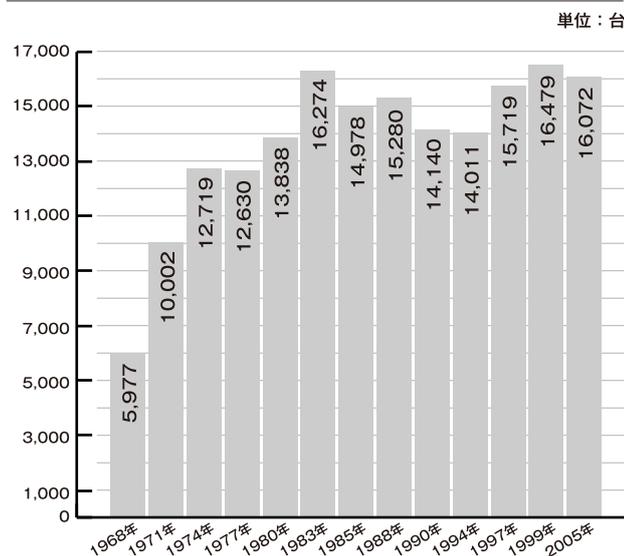
はじめに

1960年代からはじまる自動車の大衆化は、自動車交通量を大幅に増加させました。それに対応するように、全国各地で道路整備が行われ、道路総延長は宮田村だけで200kmを超えています。

宮田村では1965年に大田切カーブの改良工事が行われ、1969年に現在の国道153号線の竣工式が行われています。しかしながら、1968年に6,000台程度であった国道(宮田村大田切)の交通量は、約10年で2倍の12,630台まで増加しました。1970年の村総合開発計画では、現在の広域農道の整備の必要性が記されています。1980年になると、国道(宮田村大田切)の交通量は16,274台まで増加し、時の村総合開発計画で、さらなるバイパスの必要性が言及されており、これが今日の問題につながっています。

その後の交通量を見ると、1988年の広域農道の開通による減少の後、1990年代に入って増加傾向に転じましたが、2005年には再び減少しました。これから先、人口減少社会を迎える中で、既存の道路の維持費増大も心配されます。今後は、財政と交通量の予測に基づいた計画的な修繕と、本当に必要な道路の整備に絞る必要があるのではないかと考えます。

国道153号線(宮田村大田切)の交通量の推移



バイパスをめぐる近年の宮田村の取り組み

特に動きはありませんでしたが、2006年になって、国道153号伊那バイパス促進期成同盟会(宮田村、箕輪町、南箕輪村、伊那市で構成、オブザバーとして長野県伊那建設事務所)に加盟しました。2009年には、宮田村幹線道路網整備構想検討委員会を設立し、非公開で議論が進められています。2010年に入ると、伊那・駒ヶ根間道路網懇談会(宮田村、伊那市、駒ヶ根市で構成、オブザバーとして長野県伊那建設事務所)を設立するなど、積極的な姿勢を見せています。

一方で新聞によると、バイパスに対する住民の皆さんの戸惑いの声、ほかの自治体との考え方の違いなどが報道されています(2009年7月4日付『信濃毎日新聞』)。また、2009年に実施された宮田村第5次総合計画の策定に向けてのアンケート調査が行われましたが、特に力を入れるべき分野、特に優先すべき分野を問う設問において、「伊那バイパス第2期ルート整備に向けた検討」は7.5%にとどまっています。

上伊那地方におけるバイパス整備の動き

上伊那地方では、北部と南部でそれぞれバイパス整備が推進されています。北部は箕輪町から伊那市にかけて伊那バイパスの建設が進行しています。延長は約8kmで、当面は暫定両側2車線で供用することとし、将来は交通量に合わせて4車線化が計画されています。整備完了は2014年度を予定しており、全体事業費は215億円です。

一方、南部では駒ヶ根市から飯島町にかけて伊南バイパスの建設工事が進行しています。全体事業費は412億円です。延長は約9kmで、伊那バイパスと同様に、当面は暫定両側2車線で供用することになっています。

伊那バイパスの南端から伊南バイパスの北端までの区間は、具体的な計画がありません。



■ 質疑・答弁の要点

2010年6月14日の一般質問で、わたくしはこの問題を取り上げました。村のウェブサイト全文が掲載されています(「村議会」の中の「議会日程・議事録」、「平成22年議会定例会・臨時会」、「平成22年第2回定例会」を順にクリック)。

●質疑[バイパス問題をめぐるこれまでの課題と今後の取り組みは]

○答弁(村長)[宮田村幹線道路網整備構想検討委員会から今年度中にバイパスを含めた村内の幹線道路網の構想を答申をいただく。それを受けて都市計画の見直し作業を予定しており、同時に伊那バイパス2期工事としての早期事業化を関係機関に働きかけていきたい。]

●質疑[客観的データに基づいて議論するために、村独自の交通量調査をすべきではないか]

○答弁(産業建設課建設担当課長)[宮田村幹線道路網整備構想検討委員会の提言を受け、村の都市計画を見直す段階で、その辺を含めて具体的な調査または検討ということになる。]

●質疑[住民の皆さんへの情報提供や住民の皆さんとの情報共有が不足しているのではないか]

○答弁(村長)[2010年度中に宮田村幹線道路網整備構想検討委員会の答申をもらうまでは、新聞などの情報提供でたりる。答申後は、都市計画の見直しなどの具体的な作業となるため、住民の多くの意見を求めたい。住民を含めた事業推進のための合意形成を図っていく予定である。]

●質疑[住民の皆さんの機運が盛り上がっていないのではないか。バイパスは本当に必要なのか。考えられる村の選択肢はどのようなものか]

○答弁(村長)いると解釈していただけたらと思う。一般論としては、一つとして現道を利用した改良、二つとして現道以外の他の場所への新設、三つ目として宮田を通らない路線が想定されると思う。ルート設定については村民の意見を聞く、あるいは都市計画の見直しの中でおさめていかなければならない課題である。]

●質疑[バイパス開通が中心市街地や商店街によからぬ影響を及ぼす心配があるが、どのように考えるか]

○答弁(村長)[道をつくと生活圏が大きく変わる実態があり、商工会を中心に商店街というテーマで協議をお願いする段階や村民アンケートの必要性もある。大変心配しており、協議を図っていく必要性がある。]

■ おわりに

大きな道路は、環境、経済、景観など、地域に大きな影響を与える重大な問題です。国内外の事例も含めた調査研究に取り組まなければなりません。道路単体をどうするかという議論にとどまらず、道路とその影響を受ける周辺を含め、広い意味でどのような地域をつくっていくのか、住民の皆さんと時間をかけて慎重に議論する必要がある問題だと考えています。

特集 私的諮問機関のあるべき姿

2010年 9月 宮田村議会定例会本会議
における天野早人の一般質問から

■ はじめに

中央保育園の耐震問題への対応について、宮田村が村自身で設置した私的諮問機関の答申と異なる計画を提示したことが議論を呼んでいます。今回の問題を機に、村の私的諮問機関の現状と課題を考えてみることにしました。

多様化する行政課題に対応するため、開かれた調査研究の場や審議の場を設けることは必要不可欠です。そのため、地方自治体にはさまざまな組織が設置されていますが、それらの組織は「附属機関」と「私的諮問機関」に大別することができます。

附属機関とは、法律や政令、条例によって設置されているもので、宮田村では環境審議会、むらづくり委員会などがあります。ちなみに、条例を制定するには議会の議決が必要です。

一方で私的諮問機関は、法律や政令、条例などによらず、要綱で設置した組織の俗称です。法的根拠はなく、議会の議決も必要としません。最近の事例では、保育所あり方検討委員会、県宝旧新井家住宅等保存活用委員会などがあります。

附属機関と私的諮問機関は、法的には明確に異なる機関です。ところが宮田村では私的諮問機関の定義が曖昧で、実態はどちらも変わらない内容になっているため、きちんと整理する必要があるようです。

■ 宮田村の私的諮問機関の問題点

私的諮問機関のあり方について、解決しなければならない課題を考えてみたいと思います。

■ 私的諮問機関の構成員への報酬

地方自治法では、審議会などの委員に報酬を支給することが書かれており、金額や支給方法は条例で定めることとされています。また、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給できないとあります。ところが、宮田村では法律や条例で設置していない私的諮問機関の委員に、報酬を支払っているケースが



見受けられます。

たとえば、福岡県旧若宮町(現、若宮市)の私的諮問機関をめぐる裁判の判例では、法律又は条例で設置していない附属機関の委員の任命は無効で、報酬などの支払いは違法であるとの判断がなされているようです。いくつかの議会でも取り上げられている問題ですが、宮田村においても速やかな対応が必要ではないかと考えます。

■ ほとんど変わらぬ二つの機関

宮田村の私的諮問機関の設置要綱と附属機関の設置条例を比較すると、条文そのものがほとんど同じ内容になっています。ちなみに、宮田村には要綱もつくっていない私的諮問機関が存在しており、そうした対応も正していかなければなりません。

たとえば、埼玉県幸手市では、附属機関と紛らわしい事項を私的諮問機関に所管させてはならないなどと定めていますが、そうした住み分けが必要であると考えます。

■ 質疑・答弁の要点

2010年9月10日の一般質問で、わたくしはこの問題を取り上げました。後日、村のウェブサイトに全文が掲載されます(「村議会」の中の「議会日程・議事録」、「平成22年議会定例会・臨時会」、「平成22年第3回定例会」を順にクリック)。

●質疑[附属機関の答申と私的諮問機関の答申では、村の受け止め方に違いがあるのか]

○答弁(村長)[附属機関は25ほど、要綱に基づき懇談会等を20ほど設置している。方法や目的に違いはあるが、いずれも有識者や住民の意見として真摯に受け止めている。]

●質疑[附属機関と私的諮問機関の委員に、その違いを理解いただけているか。説明は十分なされているか]

○答弁(村長)[諮問書等で説明しており、その中で理解できない部分は質問を受けて説明している。携わる委員は理解されていると解釈している。]

●質疑[附属機関や私的諮問機関に対する報酬は、それぞれ年間総額どれくらいになるのか]

○答弁(村長)[2009年度は、地方自治法で設置が義務付けられている選挙管理委員会等5つの委員への報酬を除き、附属機関は29万円(定数合計271人)、要綱等による懇談会等は68万9千円(定数合計261人)で、合計97万9千円である。]

●質疑[附属機関や私的諮問機関を設置する際、どのような基準で住み分けを行っているのか]

○答弁(村長)[設置に対する考え方が曖昧なのは事実であり、地方自治法の趣旨に沿って早急に設置基準等を研究、検討し、作成したい。]

●質疑[審議内容はプライベートな問題をのぞいて原則公開し、住民の皆さんと情報を共有する必要があるのではないかと]

○答弁(村長)[宮田村情報公開条例に基き、今までも努めている。今後も変わらないが、村が所有するすべての情報や、会議録等を全てホームページに掲載するのは難しい面もある。開示の請求があれば条例に基づき公開したい。]

●質疑[中央保育園の耐震問題への対応について、村は私的諮問機関の答申と異なる計画を提示したが、住民の皆さんの理解をどのように得るのか]

○答弁(教育長)[答申内容と異なるが、精神と気持ちはくんだ。子育て支援全体を考えた上だと考えてほしい。説明会でいただいた意見は、のせられるものはのせたい。]

●質疑[アンケート調査などで、住民の意向を確認したほうがよいのではないかと]

○答弁(教育長)[丁寧な説明会をもち、そこでたとえばアンケートを実施するということも考えたい。]

●保護者の皆さんはもちろん、多くの住民の皆さんがこの問題を心配している。十分な対話の機会を設けることを約束してほしい

○答弁(教育長)[非常に大事なことだと思う。対話の時間等考えたい。]

■ おわりに

政策を考える時、最終的な結論は大切ですが、住民の皆さんと政策をまとめあげていく過程も同じように大切なはずで、私的諮問機関は、その位置づけが極めて曖昧であることが問題で、ややもすれば意見を聞いたという既成事実をつくるだけということになりかねません。

宮田村として、附属機関と私的諮問機関をどうやって住み分けるのか、報酬はどうするか、公募はどうするのか、どういう場合に条例にするのか、規則にするのか、要綱にするのか、明確な基準を早急に整備するように求めていきたいと思えます。



注目の話題

宮田村「地域づくり支援事業」7年間で187事業

住民による地域づくりを支援するため、宮田村は2004年度に地域づくり支援事業補助金を創設しました。2009年度までに延べ162団体が計187事業を実施しています。

事業内容は、花壇整備が49%でもっとも多く、次に15%の防災対策、12%の道水路整備、7%の公園整備・文化財保護が続きます。新規事業と継続事業の割合を見ると、2006年度以降は継続事業が60%台で推移しており、この制度が成熟期に入ったことをうかがわせます。

そこで今回、2009年度に本制度を活用した全28団体の皆さまにご協力いただき、わたくしなりにアンケートを実施いたしましたので、その一部を紹介します(回収率89.3%)。

まず、10人以上のグループがほとんどを占めており、1ヶ月以上の時間をかけて取り組んでいることがわかりました。また、自分達でできることは自分達でやりたいという考えのもとに取り組んでいる団体は80%に達し、制度がなくても実施すると答えた団体も過半数を超えています。

課題も明らかになりました。第一は、補助額と継続事業の扱いです。補助額が上限15万円に設定されていることに対し、「もっと多い方がよい」との回答が36%でもっとも多く、「ちょうどよい」が32%でした。継続事業が3年までと定められている点は、「もっと長いほうがよい」が48%でもっとも多く、「適正である」が36%で続いています。毎年度、予算の残額が出ていたり、2次募集などが行われていることも考えると、事業内容に発展性があるならば、特に3年までとする必要はないのかもしれないかもしれません。補助額の上限も、予算総額の中で柔軟な割り振りを検討してよいのではないかと思います。

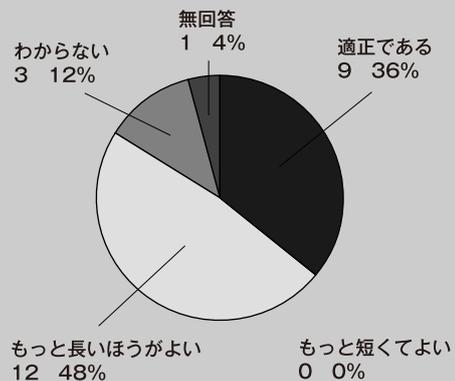
第二は、4年目以降に補助率が下がり、ハード事業が対象外となる花壇整備のあり方です。現状を適正と考える団体は20%にとどまり、「4年目以降も継続してよいが、補助率をもっと上げるべ

き」が36%でもっとも多く、「4年目以降も継続してよいが、苗などの現物支給にすべき」が24%で続いています。花壇整備が事業数全体の約半分を占めていることから、本制度から切り離し、別の制度で対応するのが妥当であると考えます。

この調査結果を参考に、本制度のあり方を模索し、改善を求めています。

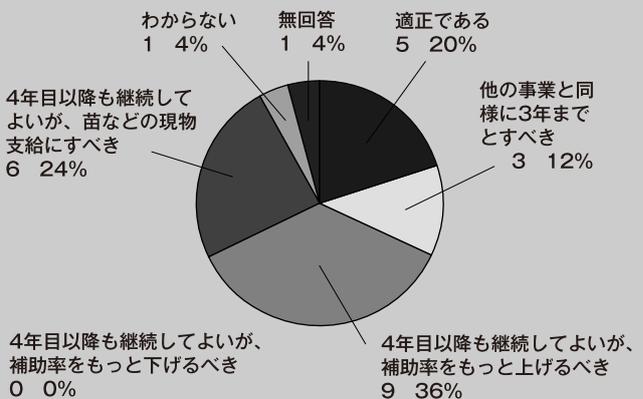
継続事業の支援のあり方

現制度では、継続事業については3年までと定められていますが、この期間についてどうお考えですか。



街並みづくり事業(花壇整備)への支援のあり方

現制度では、街並みづくり事業(花壇整備)については、例外的に4年目以降も継続することができます。ただし、4年目以降はハード事業が対象外となり、補助率は2/3までとされています(自分の地区以外で活用する場合は満額)。そのことについてどのようにお考えですか。



天野早人、2010年「宮田村地域づくり支援事業補助金のこれまでとこれから」長野県地方自治研究センター(編)『信州自治研』第220号、をウェブサイト宮田人で公開しています。

<http://www.miyadajin.com/dabun/>

長野県「地域発元気づくり支援金」 宮田村関係は4事業採択

2010年度分の長野県「地域発元気づくり支援金」において、宮田村関係は4つの事業が採択されました。この制度は、「自らの知恵と工夫により、自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業」に長野県が支援金を交付するものです。

一つ目は、宮田村の「サイクルロードレースによる地域活性化事業」です。全日本実業団の自転車競技会を招致するもので、内定額は約356万円でした。なお、同レースは7月3日と4日に開催されています。

二つ目は、宮田村商工会青年部(部長:平澤賢司氏)の「ドリームスイーツプロジェクト」です。地元中学生によって発案された「豆腐のレアチーズケーキ」に改良を加えて商品化するもので、内定額は約70万円でした。

三つ目は、宮田村デジタルエコミュージアム研究会(会長:天野早人)の「魅力再発見で元気な村づくり『宮田村インターネット博物館』開設事業」です。インターネット空間に仮想の博物館を構築し、村の魅力を集約・発信する試みで、内定額は約218万円でした。

四つ目は、いきねっと宮田(代表:奥田博子氏)の「おとなとこどもで学ぶ『環境とeco』事業」です。地球温暖化防止に関する講演会や実践活動の発表等を通じて温暖化防止への理解を深める計画で、内定額は約57万円でした。

いっそう元気な村づくりにむけて、各団体の取り組みが期待されます。



数字でみる宮田村 地区別人口増加率

1991年からの10年間で、宮田村の人口は1,198人増加しました。増加率は14.8%になります。ちなみに、2000年と2005年の国勢調査を比較すると、上伊那地方でもっとも増加率が高いのが宮田村です。

地区別の推移を見ると、もっとも増えたのは町三区の550人で、それに南割区の311人、北割区の202人が続いています。増加率を見ると、もっとも伸びたのは北割区の35.2%で、それに南割区の33.9%、町三区の33.8%が続きます。

一方、減少数と減少率の順位は同じで、もっとも減ったのは西駒郷の-189人(減少率-80.8%)でした。これは西駒郷の皆さんが、施設での生活から地域での生活への移行を進めたことによるもの

です。それに、町二区の-102人(減少率-14.0%)、大原区の-82人(減少率-11.3%)、つづじが丘区の-32人(減少率-9.4%)が続いています。

全国各地で問題になっていますが、宮田村においても中心市街地と大規模な住宅団地で人口減少が顕著になっています。

宮田村の地区別人口増加率(%)

地区名	1991年	2009年	増加数(人)	増加率(%)
町一区	898	954	56	6.2
町二区	731	629	-102	-14.0
町三区	1,629	2,179	550	33.8
北割区	574	776	202	35.2
南割区	918	1,229	311	33.9
新田区	586	744	158	27.0
大田切区	706	856	150	21.2
大久保区	400	472	72	18.0
中越区	340	444	104	30.6
つづじが丘区	342	310	-32	-9.4
大原区	726	644	-82	-11.3
西駒郷	234	45	-189	-80.8
合計	8,084	9,282	1,198	14.8

上伊那地方の市町村別人口増加率

市町村名	増加率(%)	市町村名	増加率(%)
宮田村	3.2	駒ヶ根市	0.2
箕輪町	2.4	辰野町	-2.7
南箕輪村	1.6	飯島町	-3.0
伊那市	0.3	中川村	-3.9

主な活動と収支報告

2009年9月から2010年9月までの活動報告は、ウェブサイト宮田人に掲載しています。
http://www.miyadajin.com/katsudohokoku/

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	46,900
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	5,000
雑費	100
支給額(手取り額)	135,500

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	51,800
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	10,000
雑費	0
支給額(手取り額)	130,600

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	46,800
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	5,000
雑費	0
支給額(手取り額)	135,600

報酬(5%削減額)	182,400
期末手当(15%削減額)	408,576
差引額	126,230
共済掛金	59,400
所得税	45,680
各種会費	20,150
雑費	1,000
支給額(手取り額)	464,746

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	51,700
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	9,900
雑費	0
支給額(手取り額)	130,700

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	58,600
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	5,000
雑費	0
支給額(手取り額)	135,600

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	57,800
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	16,000
雑費	0
支給額(手取り額)	124,600

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	46,800
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	5,000
雑費	0
支給額(手取り額)	135,600

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	56,210
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	14,410
雑費	0
支給額(手取り額)	126,190

報酬(5%削減額)	182,400
期末手当(15%削減額)	370,272
差引額	131,170
共済掛金	56,550
所得税	42,620
各種会費	10,000
雑費	22,000
支給額(手取り額)	421,502

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	46,800
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	5,000
雑費	0
支給額(手取り額)	135,600

報酬(5%削減額)	182,400
差引額	50,100
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	8,300
雑費	0
支給額(手取り額)	132,300

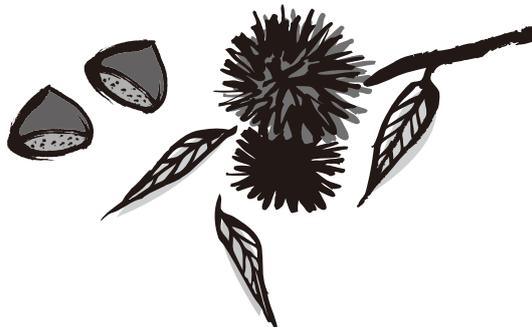
報酬(5%削減額)	182,400
差引額	48,000
共済掛金	28,800
所得税	13,000
各種会費	6,200
雑費	0
支給額(手取り額)	134,400

【参考文献】

阿部齊(他)、2000年「地方自治の現代用語(新版第一次改訂版)」,学陽書房。天野早人、2010年「宮田村地域づくり支援事業補助金のこれまでとこれから」長野県地方自治研究センター(編)「信州自治研」第220号。天野早人、2007年「小規模自治体の協働とローカルガバナンス 長野県宮田村を素材に」,大内田鶴子、2006年「コミュニティ・ガバナンス 伝統からパブリック参加へ」,ぎょうせい。梶尾文男、2010年「地域政策アセスメント 自治体政策のセカンドオピニオン」,日本評論社。上伊那広域連合(編)、2010年「上伊那郡市勢要覧 平成21年版」,上伊那統計事務連絡協議会(編)、2005年「上伊那郡市勢要覧 平成16年版」,国土交通省中部地方整備局ウェブサイト、2010年9月22日アクセス「一般国道153号伊南バイパス(道路事業)説明資料 資料9 飯田国道事務所」http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/jigyou/data/pdf/h2202_shiryou09.pdf。庄司光、1985年「地方自治体の諮問機関 現状と課題」東京市政調査会(編)「都市問題」第76巻第7号。手島孝、1985年「地方自治と諮問機関」東京市政調査会(編)「都市問題」第76巻第7号。中田実、1994年(三版)「6 部落会・町内会とその周辺」西尾勝(編)「21世紀の地方自治戦略10 コミュニティと住民活動」,ぎょうせい、95頁。長野県伊那建設事務所ウェブサイト、2010年9月22日アクセス「平成20年度伊那建設事務所主要事業」http://www.pref.nagano.jp/doboku/inaken/jigyou/h20jigyou.htm。長野県土木部(編)、1981年「昭和55年度全国道路交通情勢調査報告書センサス」,長野県土木部道路建設課(編)、1989年「昭和63年度全国道路交通情勢調査報告書道路交通センサス」,長野県土木部道路建設課(編)、2006年「平成17年度全国道路交通情勢調査報告書道路交通センサス」,西川明子、2007年「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」国立国会図書館調査及び立法考査局(編)「レファレンス」平成19年5月号(http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200705_676/067604.pdf)。林泰義、1985年「市町村の諮問機関構成員の選任と資格」東京市政調査会(編)「都市問題」第76巻第7号。松岡恒憲、1985年「諮問機関構成員の選任と資格」東京市政調査会(編)「都市問題」第76巻第7号。宮田村総務課統計(編)、1991年「みやだ村勢要覧 1991」,宮田村総務課統計係(編)、2010年「みやだ村勢要覧 2009」,宮田村、2010年「平成21年度決算報告書」,宮田村、2006年「宮田村第4次総合計画後期基本計画」,宮田村、2001年「宮田村第4次総合計画」,宮田村、1996年「宮田村第3次総合計画後期基本計画」,宮田村、1990年「宮田村第3次総合計画」,宮田村、1985年「宮田村総合開発計画基本計画」,宮田村、1998年「宮田村除雪補助算出基礎」,山内一夫、1985年「諮問機関の機能と地方自治」東京市政調査会(編)「都市問題」第76巻第7号、2009年7月4日、「信濃毎日新聞」。

編集雑記

早いもので、議会へ送り出していただいてから2年半の月日が経過いたしました。任期の折り返し点を過ぎたこととなります。まだまだ課題は尽きませんが、皆さまのご意見を頂戴しながら、村づくりに励んでまいります所存です。



●季刊みやだのみかた第4号の6ページに次の間違いがありました。訂正してお詫び申し上げます。

特集 国道153号線バイパスをめぐる諸問題 2010年6月 宮田村議会定例会本会議 における天野早人の一般質問から

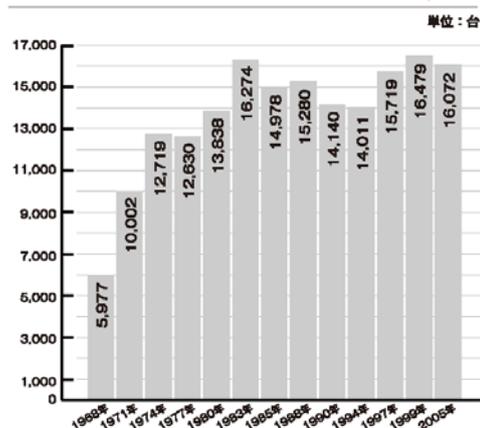
■ はじめに

1960年代からはじまる自動車の大衆化は、自動車交通量を大幅に増加させました。それに対応するように、全国各地で道路整備が行われ、道路総延長は宮田村だけで200kmを超えています。

宮田村では1965年に大田切カーブの改良工事が行われ、1969年に現在の国道153号線の竣工式が行われています。しかしながら、1968年に6,000台程度であった国道(宮田村大田切)の交通量は、約10年で2倍の12,630台まで増加しました。1970年の村総合開発計画では、現在の広域農道の整備の必要性が記されています。1980年になると、国道(宮田村大田切)の交通量は16,274台まで増加し、時の村総合開発計画で、さらなるバイパスの必要性が言及されており、これが今日の問題につながっています。

その後の交通量を見ると、1988年の広域農道の開通による減少の後、1990年代に入って増加傾向に転じましたが、2005年には再び減少しました。これから先、人口減少社会を迎える中で、既存の道路の維持費増大も心配されます。今後は、財政と交通量の予測に基づいた計画的な修繕と、本当に必要な道路の整備に絞る必要があるのではないかと考えます。

国道153号線(宮田村大田切)の交通量の推移(12時間)



■ バイパスをめぐる近年の宮田村の取り組み

特に動きはありませんでしたが、2006年になって、国道153号伊那バイパス促進期成同盟会(宮田村、箕輪町、南箕輪村、伊那市で構成、オブザパーとして長野県伊那建設事務所)に加盟しました。2009年には、宮田村幹線道路網整備構想検討委員会を設立し、非公開で議論が進められています。2010年に入ると、伊那・駒ヶ根間道路網懇談会(宮田村、伊那市、駒ヶ根市で構成、オブザパーとして長野県伊那建設事務所)を設立するなど、積極的な姿勢を見せています。

一方で新聞によると、バイパスに対する住民の皆さんの戸惑いの声、ほかの自治体との考え方の違いなどが報道されています(2009年7月4日付『信濃毎日新聞』)。また、2009年に実施された宮田村第5次総合計画の策定に向けてのアンケート調査が行われましたが、特に力を入れるべき分野、特に優先すべき分野を問う設問において、「伊那バイパス第2期ルート整備に向けた検討」は7.5%にとどまっています。

■ 上伊那地方におけるバイパス整備の動き

上伊那地方では、北部と南部でそれぞれバイパス整備が推進されています。北部は箕輪町から伊那市にかけて伊那バイパスの建設が進行しています。延長は約8kmで、当面は暫定両側2車線で供用することとし、将来は交通量に合わせて4車線化が計画されています。整備完了は2014年度を予定しており、全体事業費は215億円です。

一方、南部では駒ヶ根市から飯島町にかけて伊南バイパスの建設工事が進行しています。全体事業費は412億円です。延長は約9kmで、伊那バイパスと同様に、当面は暫定両側2車線で供用することになっています。

伊那バイパスの南端から伊南バイパスの北端までの区間は、具体的な計画がありません。